

砂川市条例第14号

令和5年6月26日

砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

砂川市長 飯 澤 明 彦

(別 紙)

砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う
固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

砂川市地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律の適用に伴う固定
資産税の課税免除に関する条例（平成20年条例第25号）の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「同意基本計画の同意の日から起算して5年以内に法第13条第4項又は第7項の
承認を受けた者のうち」を「法第13条第4項又は第7項の承認を受けた者のうち、同意基本計画の
同意の日から令和7年3月31日までに」に改め、「及び第3条第2項」を削り、「いう。）」の次
に「）」を加える。

附 則

この条例は、公布の日から施行し、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用する。